事業番号	100

平成27年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	高齢者生きがい活動施設管理事業								担当部	健康福祉部
	会計区分	一般会計			事業類型	実施計画事業以外				担当課	地域福祉課
	事業期間	平成12年度以前		～		平成31年度以降				担当係	長寿福祉係
	総合計画分野別計画 主目的	2 保健・福祉		8 高齢者福祉			1 高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援します				
	総合計画分野別計画 副目的									実施計画対象	
	予算区分	款	3	項	2	目	1	大	4	中	2
	根拠法令・個別計画	小牧市高齢者生きがい活動施設の設置及び管理に関する条例									
	目的（対象をどの様な状態にするのか）	市内に居住する60歳以上の高齢者に就業機会を提供し、高齢者がこれまで培った技術や経験を社会で発揮できるようにする。									
	内容（手段）	◆26年度直実施内容 市内に居住する60歳以上の高齢者に就業機会を提供するために、高齢者生きがい活動施設の第1みどりの里、第2みどりの里の管理・運営を指定管理者である（社）シルバー人材センターに委託する。施設を通じて健康の増進と社会交流を図り、高齢者の生きがい活動を推進する。 ・高齢者生きがい活動施設第1みどりの里 活動内容・・みつばの水耕栽培、花苗の育成、軽作業など ・高齢者生きがい活動施第2みどりの里 活動内容・・みつばの水耕栽培、軽作業など ◆26年度直接経費の内訳 高齢者生きがい活動施設管理運営委託料 25,583千円 修繕料 1,058千円 手数料 11千円 備品購入費 1,054千円 ◆76年度直接経費の内訳 高齢者生きがい活動施設管理運営委託料 29,326千円 手数料 11千円 備品購入費 210千円									
	受益者負担	無									

				単位	H24決算額	H25決算額	H26決算額	H27予算額
コスト	費用	直接経費		千円	27,858	24,443	27,706	29,547
		正職員	従事者数	人	0.03	0.03	0.03	0.03
			人件費	千円	157	157	157	157
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
		費用合計		千円	28,015	24,600	27,863	29,704
		対前年比		%		87.8	113.2	106.6
	財源	一般財源		千円	28,015	24,600	27,863	29,704
		国・県支出金		千円	0	0	0	0
		その他財源		千円	0	0	0	0

事業番号	100

業績	活動指標名	単位		H24	H25	H26	H27
	開場日数（第1みどりの里）	日	目標	246	244	243	244
			実績	246	244	244	
	開場日数（第2みどりの里）	日	目標	246	244	243	244
			実績	246	244	244	
		日	目標				
			実績				
	成果指標名	単位		H24	H25	H26	H27
	延利用者数（第1みどりの里）	人	目標	5,800	5,800	5,800	4,810
			実績	6,027	5,779	4,784	
	延利用者数（第2みどりの里）	人	目標	5,800	5,800	5,500	5,030
			実績	5,364	5,424	5,007	

事業の自己評価			
平成26年度の実施結果	事業の達成状況	市内に居住する60歳以上の高齢者に就業機会を提供するために、第1みどりの里及び第2みどりの里を運営し、施設を通じて健康の増進と社会交流を図り、高齢者の生きがい活動を推進しました。 第1・第2みどりの里ともに開場日数について目標を達成できたが、延利用者については、第1みどりの里については、目標を下回り、第2みどりの里については、目標に近づけるけることができなかった。	
	事業実施における課題	作業機会が確保できないことから、延べ利用者が減っている。	
	事業を縮小・廃止したときの影響	社会参加を希望する高齢者の雇用機会が少なくなる。	
平成27年度の改善内容	27年度における事業の改善・見直し内容（新規追加事項、廃止・削減事項等）	指定管理者に対し、作業機会の確保が得られるよう、働きかける。	
平成28年度の事業の方向性	方向性の判定	維　持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの（対象や手段を見直す場合も含む）
	判定理由	今後の高齢社会に高齢者生きがい活動施設は必要であり、今後も高齢者の就業機会確保を図るとともに、高齢者の生きがい活動を推進していく必要がある。	
	28年度以降の改善案	27年度の改善を見ながら、引き続き作業確保され、利用者数が増えるよう指定管理者に対し働きかける。	

二次評価	方向性の判定	判　定　理　由
	維　持	一次評価のとおり。